

令和 8 年 5 月 29 日
消費者庁参事官（公益通報・協働担当）

「公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（案）」に関する御意見募集の結果について

消費者庁では、「公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（案）」について、広く国民の皆様にご意見を募集したところ、1件（複数の内容が含まれており、それらを分割すると5項目）のご意見が寄せられました。

提出された御意見及びそれに対する消費者庁の考え方について、次のとおりお知らせいたします。

- 1 意見募集期間：令和8年4月3日（金）から同年5月7日（木）まで
- 2 意見提出方法：インターネット（電子政府の総合窓口〔e-Gov〕意見提出フォーム）又は郵送
- 3 提出された御意見及びそれに対する消費者庁の考え方

提出された御意見の概要	御意見に対する消費者庁の考え方
<p>本改正により対象法律が追加される点は理解いたしました。</p> <p>一方で、公益通報制度においては、通報内容そのもの以上に通報者の秘密性（通報者が特定されない状態の確保）および秘密保持の実効性が制度信頼の根幹であると考えます。</p> <p>現行制度においては、秘密保持義務や不利益取扱いの禁止が規定されている一方で、実務上は通報後の過程において、情報の集約・分析や関係者間の共有を通じて通報者が推知され、結果として不利益な扱いにつながる事例も見受けられます。</p> <p>このように、制度上の保護が存在しても、実務運用における情報の取り扱いや調査過程によって通報者の</p>	<p>第一文は、改正案に賛同の御意見として承りました。</p> <p>第二文以降は、公益通報者保護法制全般に係る御意見として承りました。</p>

<p>秘密性が実質的に損なわれる可能性がある点について、制度としてどのように担保されているかが重要であると考えます。</p>	
<p>本改正により追加される対象法律に関する通報についても、通報者の秘密性および秘密保持義務の適用範囲と管理水準は現行と同一と理解してよいか</p>	<p>左記記載が対象法律に指定することにより変動があるかという趣旨であれば、御理解のとおりです。</p>
<p>通報者特定につながる情報が組織内で共有・推知された場合、通報者の秘密性が侵害されたと評価される基準および責任主体・責任範囲はどのように整理されているか</p>	<p>公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」といいます。）では、内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関して公益通報対応業務を行う者であり、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者を「公益通報対応業務従事者」として定めることを求めており（法第 11 条 1 項）、法第 12 条に違反して当該「特定させる事項」を漏らした場合において、罰則が規定されています（法第 21 条）。</p> <p>また、法第 11 条第 4 項に基づく「公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（以下「法定指針」といいます。）において、事業者に対し、従事者以外の者についても、公益通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を越えて共有する行為を範囲外共有と定義し、これを行うことを防ぐための措置をとることや、範囲外共有が行われた場合に、懲戒処分その他適切な措置をとることを求めています。</p>

<p>行政として想定している「通報者の秘密性が適切に担保されている状態」の具体的基準（運用レベル）は何か</p>	<p>事業者がとるべき措置に関しては、法定指針が定められており、また、法定指針に沿った対応をとるに当たり参考となる考え方や具体例を記載した、「公益通報者保護法に基づく指針（令和3年内閣府告示第118号）の解説」等をお示ししております。この中で、例えば、公益通報対応業務従事者や範囲外共有に関すること、また、公益通報者を特定しようとする行為である通報者の探索に関すること等を定めています。事業者においては、これら法定指針等を踏まえ、適切に公益通報対応体制等を整備・運用することが必要です。</p>
<p>仮に通報者の秘密性が実質的に損なわれた場合において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管行政庁はどのような関与（指導・助言・勧告・公表等）を行うことを想定しているか ・当該関与はどの時点（通報後／内部調査中／不利益取扱い発生後等）で発動される設計となっているか ・行政として是正措置の実効性をどのように担保する想定か 	<p>法では、従事者指定義務（法第11条第1項）、体制整備義務（同条第2項）に不備がある場合については、消費者庁において、指導、助言、勧告等を行うことができる旨が規定されています（法第15条及び第16条）。また、令和7年改正法（本年12月1日施行）においては、義務対象事業者における従事者指定義務に関して、勧告に従わない場合の命令権や命令違反時の罰則等も新設されます。</p> <p>御指摘の点に関して、消費者庁による指導等の行政措置の対象となるか否かや、具体的にいつどのように指導等を講じるか、また、その後のフォローアップ等については、一概のものではなく、個別具体の事案に応じて様々であると考えられます。</p>

以上